

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発 1031 第 2 号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の適用が行われましたのでご案内致します。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成 28 年 11 月 1 日より適用

新規収載項目

- 百日咳菌核酸検出 受託体制調整中

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。



保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL. 03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL. 025-275-0161

● 新規収載項目

適用日：平成 28 年 11 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
百日咳菌 核酸検出	360 点	微生物学的検査 (判断料：150 点)	「D023」微生物 核酸同定・定量 検査の7	<p>ア 百日咳菌核酸検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。</p>